

新型コロナウイルスワクチン接種時の特別休暇制度の導入について

三菱電機株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、新型コロナウイルスワクチン接種時に取得することのできる特別休暇制度を導入しましたので、お知らせします。

ワクチン接種を希望する従業員が、週末など混雑する時間帯を避け安心して接種できるよう、ワクチン接種を行う際に取得が可能な有給の特別休暇を付与します。

また、私傷病時に取得できる目的別休暇について、副反応が出た際に取得しやすいよう、要件の緩和を行います。

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて各種対策を実施してきておりますが、本特別休暇制度を通じて従業員のワクチン接種へのサポートを行うことで、お客様をはじめとする関係者や、従業員およびご家族の安全・安心の確保につなげてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種時の特別休暇制度の概要

1. 対象者

当社社員、嘱託社員、契約社員、パートタイマー等、直接雇用の従業員全員

2. 日数

新型コロナウイルスワクチン接種1回につき1日

3. 取扱い

所定就業日にワクチン接種を行う場合、接種当日に特別休暇（有給）の取得を可とし、2回目の接種日についても同様の取り扱いとする。

（全日、半日または時間単位での取得が可能）

以上